

# 太田川河川整備懇談会について

・ 太田川河川整備懇談会 設立趣旨	1
・ 太田川河川整備懇談会 規約	2
・ 河川整備基本方針及び河川整備計画について	4
・ 太田川水系河川整備基本方針の概要	5
・ 意見聴取の方法	6
・ 関係住民からの意見聴取の具体的な方法	7
・ 整備計画策定のスケジュール	8

平成 19 年 7 月 23 日

国土交通省 中国地方整備局

## 「太田川河川整備懇談会」設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加された。また、河川管理者は、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することになった。

太田川については、社会資本整備審議会の審議を経て国土交通大臣が「太田川水系河川整備基本方針」を策定した。

これを受けて、国土交通省中国地方整備局長が、「太田川水系河川整備計画（国管理区間）」を策定するために、河川整備計画の原案について河川に関し学識経験を有する者から意見を聴くことを目的として、「太田川河川整備懇談会」を設置するものである。

## 太田川河川整備懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「太田川河川整備懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が「太田川水系河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2 第3項に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として「太田川水系河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を講ずることができる。

4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(懇談会の召集)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 懇談会の公開については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所調査設計第一課に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成19年7月23日から施行する。

## 太田川河川整備懇談会 委員名簿

氏 名	所 属
おおい けんじ 大井 健次	広島市立大学 芸術学部 教授
かわい こういちろう 河合 幸一郎	広島大学大学院 生物圏科学研究科 准教授
かわはら よしひさ 河原 能久	広島大学大学院 工学研究科 教授
せき たろう 関 太郎	広島大学 名誉教授
たかすぎ ちかこ 高杉 千賀子	北広島町立豊平東小学校 校長
なかごし のぶかず 中越 信和	広島大学大学院 国際協力研究科 教授
ながい あきひろ 永井 明博	岡山大学大学院 環境学研究科 教授
ひびの まさひこ 日比野 政彦	日本野鳥の会 広島県支部
ふくおか しょうじ 福岡 捷二	中央大学 研究開発機構 教授
ふくだ ゆみこ 福田 由美子	広島工業大学 工学部 准教授
ほりうち ひでお 堀内 日出夫	中国経済連合会 専務理事
むらかみ やすよし 村上 恭祥	元広島県水産試験場 場長

(敬称略 五十音順)

# 河川整備基本方針及び河川整備計画について

## 河川整備基本方針 (長期的な基本方針)

## 河川整備計画 (20~30年の具体的・段階的な計画)

内容

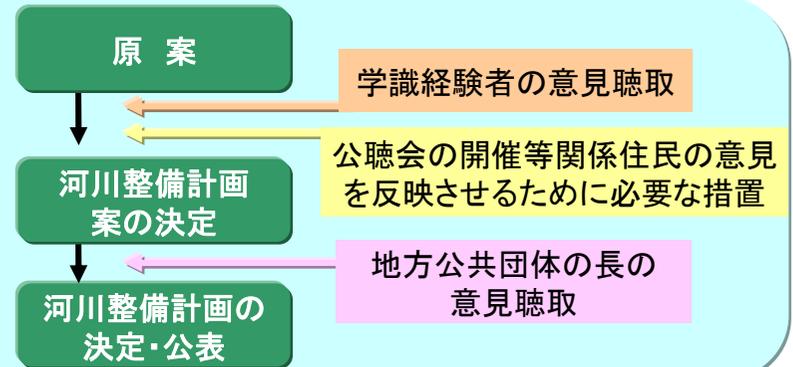
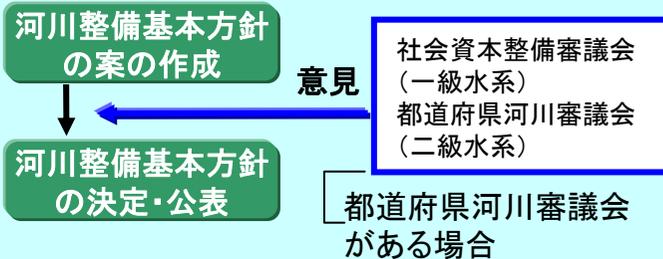
### 1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 2.河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点の計画高水流量に関する事項
- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅に関する事項
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

### 1.河川整備の目標に関する事項 2.河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所

手順



策定者

国土交通大臣

地方整備局長等 または 都道府県知事

策定範囲

水系ごと

一定の区間ごと(国管理区間など)

太田川水系

平成19年3月30日策定

区 間		時 期
国管理		平成20年度策定(予定)
広島県管理	太田川下流ブロック	平成14年2月策定
	三篠川ブロック	平成15年7月策定
	その他	未定

# 太田川水系河川整備基本方針の概要

【平成19年3月30日策定】

## 流域及び氾濫域の概要

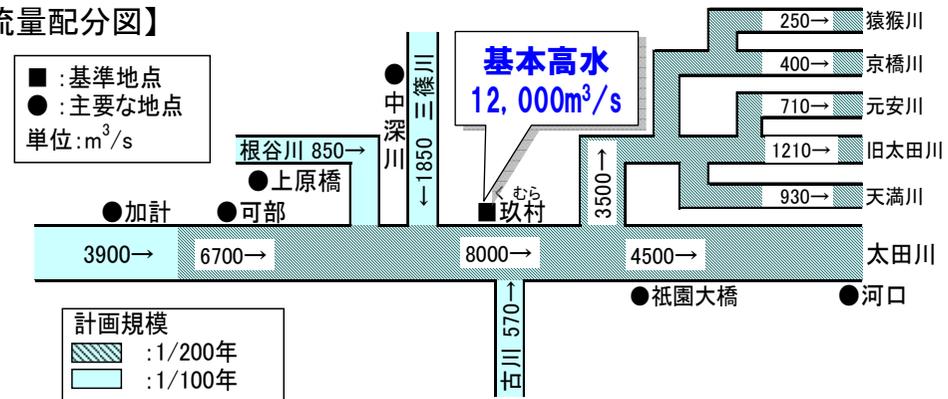
- 流域には中四国地方唯一の百万都市である広島市街地が形成され、中枢管理機能が集積
- 太田川下流デルタ域の市街地は江戸期～明治期に干拓により形成されたいわゆるゼロメートル地帯 洪水・高潮によりひとたび氾濫すれば被害は甚大



## 災害の発生防止又は軽減

- 工事実施基本計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量確率(1/200相当)や既往洪水の検証等を踏まえ、基本方針においても既定計画の基本高水ピーク流量12,000m<sup>3</sup>/s(玖村)を踏襲

### 【流量配分図】



- 太田川(放水路)、市内派川、高瀬堰地点等の流下能力を総合的に勘案し、計画高水流量を基準点玖村において8,000m<sup>3</sup>/s(既定計画7,500m<sup>3</sup>/s)と設定
- 基本高水流量と計画高水流量の差分については、上流既設ダムの有効利用等により対応
- 高潮対策については引き続き関係機関と連携・調整し、広島湾域として一体となって実施
- 中・上流部における床上浸水対策は、地域毎の地形特性・居住形態に応じて、  
 ①連続堤の整備、②輪中堤の整備、③道路の嵩上げにあわせた宅地の嵩上げ等の対応

## 河川環境の整備と保全

### 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- 動植物の保護・漁業など9項目の検討により、維持流量を設定し、水利流量、流入量を含めて正常流量を矢口第1地点において概ね15m<sup>3</sup>/sに設定
- 発電等による減水区間の流況改善に向けた取り組みを関係機関の協力のもとに継続



瀬 (減水区間)

- 自然豊かな河川環境を保全、継承
- 市内派川を含む河口域では、国・県・市が協力して「水の都ひろしま」構想を基に、水辺の賑わいをもたらす活動の支援を実施
- アユ、サツキマス等の回遊魚が生活史を支えるため縦断的な生息環境を確保
- 多様な動植物の生息場としての干潟環境の保全・確保



干潟・塩生植物群落



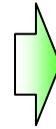
公共空間の多目的利用を目指す社会実験 京橋川

# 意見聴取の方法

## 1.基本的な考え方

### ＜意見聴取の対象＞

- 1)河川に関し学識経験を有する者
- 2)関係住民
- 3)関係県知事及び関係市町長



### ＜基本方針＞

- ・それぞれから個々に実施
- ＜留意点＞
  - ☆透明性、公平性については十分確保

## 2.意見聴取の方針

### 1)河川に関し学識経験を有する者からの意見聴取

- 学識経験者から構成される「太田川河川整備懇談会」を設置し、意見聴取
- 会議は公開とし、会議資料、議事録は後日太田川河川事務所ホームページに掲載
- 懇談会会場は、公共会議場等を活用

### 2)関係住民からの意見聴取

- 「住民意見を聴く会」の開催、アンケートの実施、オープンハウスの開設等により  
**広く積極的に意見を聴取**
- アンケートは、事務所ホームページや新聞折込広告、公的機関等での配布により実施
  - ・新聞折込広告については、流域内だけでなく、水道用水供給エリアや都市用水として供給を受けている江の川流域を含む、**広島及び備北生活圏に配布**
- 「住民意見を聴く会」は、流域内(国管理区間)の市町(広島市は関係各区)の**8箇所で開催**
  - ・開催に際しては、**懇談会委員も同席していただきたい**
  - ・関係住民の多様な生活スタイルに対応するため**開催の時間帯をずらす**
- オープンハウスは、太田川河川事務所1階「GoGiルーム」内に開設
  - ・GoGiルーム利用時間(土日、祝日、年末年始を除く午前10時～午後5時)は常時開設
  - ・質問や(書面による)意見の受付
- その他、意見についてはホームページ、郵送、FAXにより随時受付

### 3)関係県知事及び関係市町長からの意見聴取

- 河川整備計画案に対する意見聴取**など適宜実施

# 関係住民からの意見聴取の具体的な方法

## 住民アンケート

### (1)目的

- ・太田川の川づくりに対する意見を幅広く住民から聴取

### (2)方法

- ・事務所ホームページや新聞折込広告、公的機関等での配布

### <新聞折込広告の概要>

#### (1)配布エリア

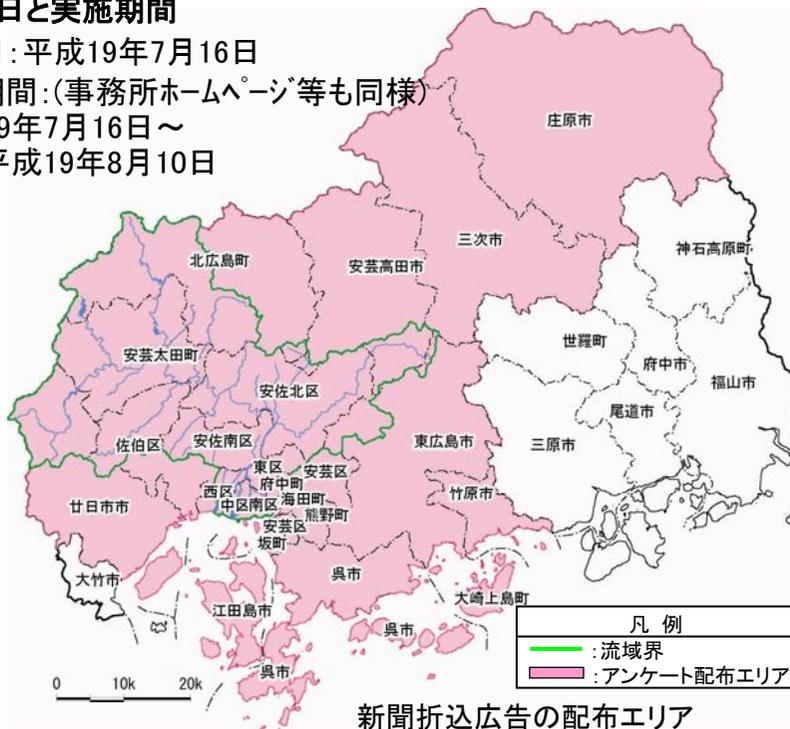
- ・流域内だけでなく、水道用水供給エリアや、都市用水として供給を受けている江の川流域を含む、広島及び備北生活圏に配布  
(大竹市、三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町を除く、広島県内一円)

#### (2)配布方法と部数

- ・中国新聞折込広告にて配布：約50万部

#### (3)配布日と実施期間

- ・配布日：平成19年7月16日
- ・実施期間：(事務所ホームページ等も同様)  
平成19年7月16日～  
平成19年8月10日



## 住民意見を聴く会

### (1)目的

- ・住民への詳細な説明、及び意見聴取

#### 1)第1回住民意見を聴く会

- ・太田川の概要説明と川づくりに対する意見聴取

#### 2)第2回住民意見を聴く会

- ・河川整備計画原案の説明と原案に対する意見聴取

### (2)方法

- ・資料説明を行う
- ・発表者を募集し意見を述べていただく

### (3)場所と時間

- ・広島市内各区(中・東・南・西・安佐南・安佐北・佐伯区)と、安芸太田町 合計8地区
- ・多様な生活スタイルに対応するため、平日、土日それぞれで、開催時間を日中又は夜に設定

		開催場所
平日	日中開催	南区、佐伯区
	夜開催	東区、安佐北区
休日	日中開催	西区、安佐南区
	夜開催	中区、安芸太田町

## オープンハウス

### (1)目的

- ・太田川の川づくりに関する広報と意見聴取等

### (2)開設場所

- ・GoGiルーム(太田川河川事務所1階)に開設

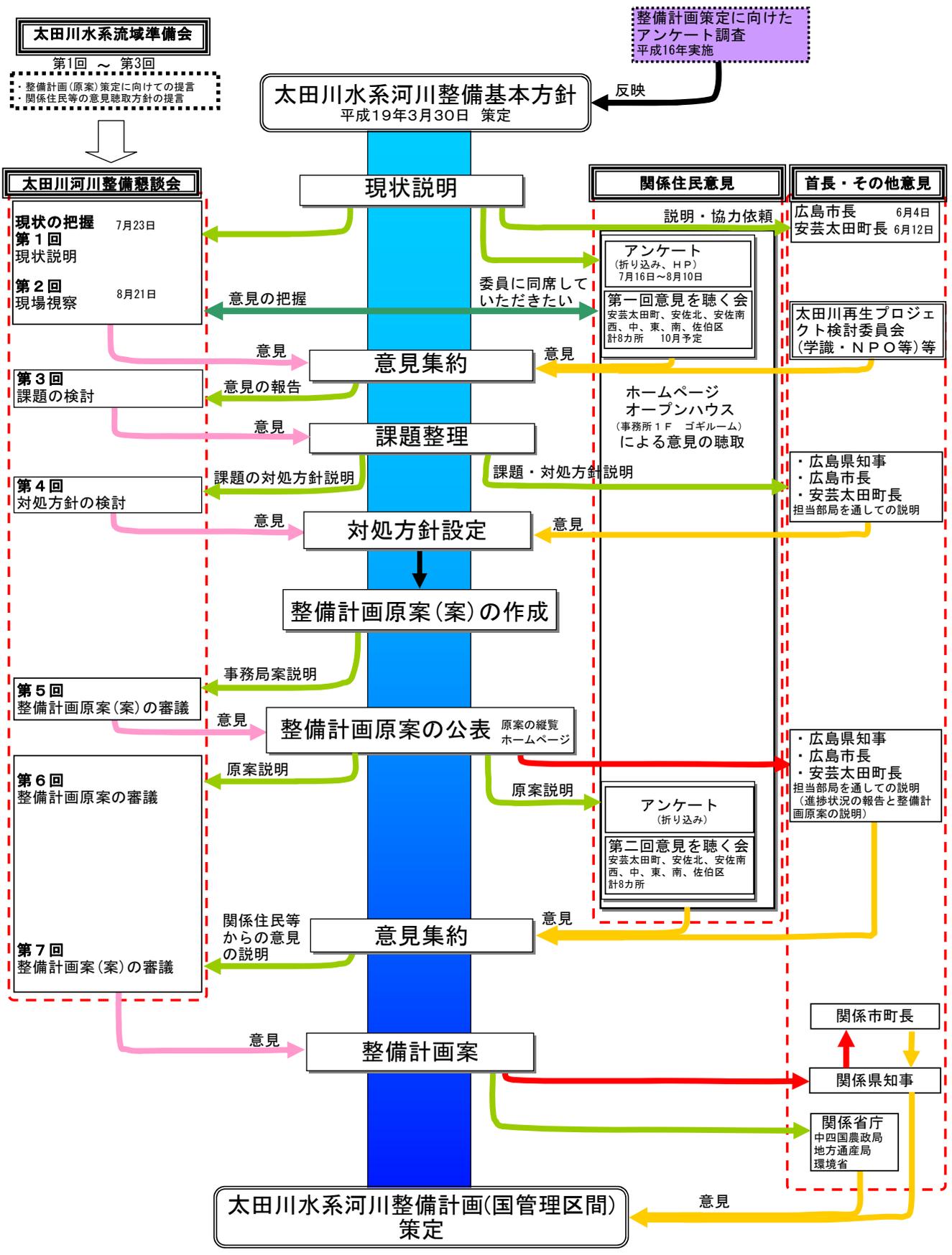
### (3)開設時間

- ・GoGiルーム利用時間  
(土日、祝日、年末年始を除く  
午前10時～午後5時)



GoGiルーム入り口の様子

# 整備計画策定のスケジュール



2007年7月23日時点

※今後、進捗を踏まえて修正されることがある